

第5回 大熊町除染検証委員会

日時：令和3年10月20日（水）13：10～

場所：オンライン会議

議事次第

1. 開 会

2. 副町長挨拶

（大熊町副町長梅宮）ただいま紹介いただきました副町長の梅宮と申します。よろしく申し上げます。

日頃より委員の皆様、関係者の皆様には町の業務につきましてご指導、ご鞭撻をいただき、誠にありがとうございます。また、第1回から今回までの除染の検証に当たりましてご尽力いただき、併せて感謝申し上げる次第でございます。

本日は、避難指示解除に向けた準備宿泊に関する大事な委員会となっております。町としましては、全域で準備宿泊ができるよう希望しておりますが、何よりも町民の安全、安心が大前提となっていると考えております。ですので、より慎重なご審議のほうをよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

3. 議 事

（1）大熊町復興再生拠点の除染状況について

（2）中間報告書（案）について

○配布資料

資料1 拠点の状況（環境省）

資料2 B・Dエリアの状況（環境省）

資料3 中間報告書（案）について（大熊町）

資料4 出席者名簿

5. 閉会

(河津委員長) 河津でございます。よろしくお願いいたします。

前回の10月の5日だったですか、2週間ほど前ということでこの2週間で大分環境省のほう頑張っていたというので、データ的にかなり整理されてきたかなという感じをしています。今日は、環境省のほうから、そのときの状況をそれぞれ報告していただいて、各委員については、それについていろいろ忌憚のないご意見で、先ほど副町長さんのほうからありましたように、準備宿泊に向けてということもございますので、できれば整理していきたいというふうに思っていますので、委員の皆様、ぜひご協力のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、今日の議事としては復興再生拠点の除染状況についてということで、あと中間報告書(案)についてということの2項目です。特に復興再生拠点の除染状況ということが一番のポイントだと思いますので、この辺につきまして環境省のほうからより詳しくご説明していただければ。皆さん大体ある程度分かっているかと思いますが、ポイントを含めまして簡潔に、なおかつ詳細にといいますかということでひとつお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(河津委員長) ありがとうございます。

それでは、ただいまの資料の説明ですけれども、いろいろご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。手を挙げるなりして私に分かるようにしていただければと思います。いかがでしょうか。それぞれ説明を受けておりますので、ある程度のことは分かっているかと思いますが、その後、何かご質問等ございましたら。なお、基本的には例えばモニタリングの報告書を書いても、出来上がってもそれで終わりということではなくて、今後それを引き続き何かあった場合にはいわゆる事後モニタリング、フォローアップ除染のほうも実施していくという話ですので、それで終わりということではないということです。

吉田委員、お願いします。

(吉田委員) ありがとうございます。吉田です。前回に比べて非常にデータがアップデートされていて、検証委員会として検討もしやすい状況になっているというのは感想です。ではあるんですけども、細かく見ていきますと、特に森林においてのかなり線量が高いところが残っていると。特に現時点で7.6を超えているところというのは測定点的にもかなりあると。こういった状況を除染をした後で、さえもこういった状況ということを見ると、この後に追加除染をしてもなかなか効果が。初期の土剥ぎでも10%ぐらい下がるということが期待されていても、その後の除染効果というのがどれぐらい見込まれるのか、または土剥ぎとかをやってしまうと環境自体への影響というのも大きくなるだろうと、水が保たれなくなってしまうと、下手すると土砂崩れを起こすというような、そういったことも考え合わせて、今後の対策として具体的にどういった方法を考えられていて、そしてそれが先ほどのお話だと何か11月中には左へ移るように考えておられるということだったん

ですけれども、現実的な話としてそれどうなのかということをご説明いただけますでしょうか。お願いいたします。

(環境省須賀) ありがとうございます、ご指摘。8月に開催した第3回の除染検証委員会の資料5のときにB・D地区の除染の直後のデータのヒストグラムをお示ししておりました、こちらは今回お示したものと全く異なっております。そのときは、除染後の平均値で5.08マイクロシーベルトでした。ほとんどが3.8マイクロシーベルト以上超過しておりました。これは、何でこういうことになるかと申し上げますと、やはり先ほどもご指摘あったとおり、森林というものは樹木があって、また斜面も多いですので、基本的にはこれまでは堆積物除去のみ、土には手をつけずに、その上の落ち葉やその落ち葉が分解されている途中の段階のものを取り除くという段階にとどめておりました、それだけだとなかなか下がらないというのが特に、この地区では見られたということで、最初のそういった堆積物の状況の除染では下がらないということでした。そういうこともありましたので、現在追加除染といっているものは、やり方変えていまして、表土の剥ぎ取りをして、覆土、場所によっては客土を吹きつけるような形で行わせていただいております。それで、今5.08マイクロシーベルト平均であって、3.8以上だったものが大分分布としては3.8を切るようなほうに移動してきたと。つまり追加の除染をやった場所についてはそちらに移動していて、そこは、できていない部分がまだ右のほうに残っているという状況ですので、こちらを各点について全てやっていくということで線量の分布については変わっていくというふうに考えております。そのスケジュールについても、今作業員を最大限投入してやっておりますので、工程表につきましては資料2の参考5にございますけれども、基本的には屋敷林のところと森林のところございますけれども、11月中には全て終わらせるということやっていきます。

具体的な結果としては、資料2の参考6の今回追加させていただいた客土の吹きつけまで終わった部分を御覧いただくのがよいかと思うんですけれども、こちら線量はやはり分布はありますので、高い低いございますけれども、今回の、この場所でいいますと、例えば測定点で230番というのが最後のページにあるかと思うんですけれども、除染前で5.85マイクロシーベルトだったものが0.80マイクロシーベルトになっておりました、77%の低減となっております。今、このほかの場所については、覆土まで終わった形のデータがなかなかないんですけれども、覆土まで終わればこういった数字になりますし、削り取りの段階で現在は3.8マイクロシーベルトを切るような形で確認をしながら進めておりますので、11月中には全て3.8マイクロシーベルトは下回るようになるかというふうに考えております。

(吉田委員) ありがとうございます。そうしますと、11月末の立入制限の緩和の開始予定までには恐らくは、ほとんど全ての地点で少なくとも3.8マイクロシーベルトパワーは下回るというこ

とがかなり確実視されるだろうと。そこでモニタリングをかけられる予定になっておられるので、定点モニタリング、そこで、もし残っている場合というのは、もちろんそれなりの手当でもできるだろうと、非常に限られた部分だけ残っている場合には、そういったことも考え合わせて対応ができるだろうという、そういうふうに理解いたしました。ありがとうございます。

(環境省須賀) ありがとうございます。

(河津委員長) では、よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

小豆川委員、お願いします。

(小豆川委員) 1点伺いたいのは、今みたいなプロセスが住民の方が知れるタイミング、あるいは今みたいな測定値の情報を知れるのはどのようなプロセスが考えられているのでしょうか。

(環境省須賀) 宅地につきましては、随時除染が終わった後、あとモニタリングを行った後、それから追加の対策をすれば終わり次第報告書をお送りしますし、今回立入規制緩和、準備宿泊ということで住民説明会もあろうかと思っておりますので、その場でいろいろご質問とかあれば詳しく説明はしたいというふうに考えております。

(小豆川委員) 分かりました。今回除染をやった後に、3.8はどっちも下回っていくとは思いますが、やはり除染した後で、あっても今まで解除してきたエリアとは段違いに数値が高い状態で解除していくこととなりますので、裏を返せば住民の方に、この数値のままお返しするということになれば長期間にわたって被ばく量を覚悟していただくことになるわけですね。である以上、環境省としても一生懸命頑張って、ここまで落とすんだということも必要だと思いますけれども、同時に今まで私たち除染検証委員会のメンバーが見てきたような細かい数値も多くの方に見せて知らしめておくようにお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(環境省須賀) 多分ご指摘は、宅地とかは大分下がっていて、というふうに思いますので、ご指摘はどちらかというところと森林の話かと思うんですけども、そこは、しっかり分からないということではなくて、丁寧に説明していきたいというふうに思います。

(小豆川委員) 宅地であったとしても、例えば前に解除した中屋敷とか役場がある大川原と比べてもそれでも高いはずですね。だから、今まで帰ってきたところから比べてみれば、これからとい

うところは宅地であっても高いということは、もう間違いないわけですから、より今まで以上に丁寧にこういった数値でしたというふうに返す姿勢は非常に大事になってくると思います。

(環境省須賀) 分かりました。

(河津委員長) よろしいでしょうか。

千葉委員ですか。お願いします。

(千葉委員) 北部、いわゆる森林除染の状況、資料2の参考4とか、大きく上から見えている写真でいくと、実は斜面と接しているところは町道だとか県道で、実は7月の大雨のときに下にある西20号線というところを走行していたときに、ちょうどこの資料2参考4の一番左上にある住宅地の脇の森林か何かの剥ぎ取り除染等をやっていた土が西20号まで流れ落ちてきたんです。実は一番懸念しているのは、従来は比較的線量が低いからということで森林の斜面に重機や機械を入れていないんで、多少の雨でも土の流出はなかったんです。ところが、今年の7月の雨のときには剥ぎ取り除染をしていたがために斜面の土が下の高速道路が通っている西20号という町道があるんですけど、そこまで水があふれてきました。その水は、完全に泥を含んだ茶褐色だったんです。

そこで、私は今回の除染の状況は確かに3.8マイクロシーベルト以下に抑えられているとしても、先ほど客土の話もありましたが、土が拡散しないようにするためには道路だとか斜面の終わりの部分、道路と隣接する境界部、せっかく落とした土がその境界部を越えて、雨やこれから降るであろう雪、雪解けで、あと冬になれば凍上してくるんで霜柱等が解けた雨水、そういうものが下流に流れてくることが、大熊町の場合はこういう斜面に線量が高いところがあるということは、多分ほかの町村とはちょっと違った事象があるんじゃないかと気にしているんです。それは、先ほど環境省のほうで森林の剥ぎ取りして客土するという、ちょっと今までにない森林除染の仕方をしているんで、ですのでデータ上はもちろん解除する。解除だとか準備宿泊できるような状況にはなっていませんが、先ほどの参考2の中で一番下に今後降雨等による放射性物質の移動による再汚染はないかモニタリングを続けるとあるんですが、これはぜひ県道だったら県、それから町道だったら町、それからもちろん環境省さんのほうで今現在ある側溝の土だとか、そういう堆積物の調査をしていただいて、今の状況の線量と、これから何回か降雨があるでしょうけど、大雨じゃなくても降雨があるはずですよ。そういったときにそこにたまっている土がどれだけ線量が上がるかというのを、特に北部の斜面の隣接する町道だとか県道にはそういう調査を部分的に強制的にやっていただきたいです。それは、将来にわたって100ミリ超えの雨が降ったときに、幾ら客土しても森林部の客土は必ず流れ落ちる可能性が高いですから、そういったときの影響も予測できるような、そういう調査を今のうちにしておくべきだと思うんです。ぜひ、これについては、環境省さん、もちろん町も、それ

から県のほうもそういう境界部の道路側溝の現在の状況、それから評価するためにはある程度清掃しておかない限りはどれぐらい堆積したかというのが分かりませんから、それをぜひ準備宿泊前にやっておいて、冬場になれば凍上だとか、雪だとか、もちろん雨もありますので、どんな状況になるかというのを人間目線でちょっと調整いただきたいです。もちろんデータはデータで、このデータならば先ほど言ったように解除条件になりますけど、ただ高線量域であった大熊町に関しては違う事象が発生する可能性があると思うので、ぜひそれは環境省さん、それから町も県もちょっとやっていただきたいんですが、どうでしょうか。

(環境省須賀) すみません。先に環境省のほうから。

(河津委員長) お願いします。

(環境省須賀) 環境省のほうで委員会終わった後に計画組みまして、すぐにでも考えたいというふうに思います。

(環境省須賀) 多分線量については、環境省のほうで、まず測定できることだと思いますので、その結果町で、多分町道が主だと思いますけども、町とも相談させていただいて、今後の対策について相談させていただければと思います。環境省のほうで、できる部分があるとは思いますが。

(環境省川道) 雨水排水の排水系統図とかいろいろ町単位でもお持ちかもしれないので、その辺も資料があれば提供いただければありがたいです。

(環境省須賀) 環境省のほうで委員会が終わりましたらすぐに計画いたします。その結果、まず測定もできると思いますので、測定結果については町にも報告させていただいて、対策が必要であれば町と相談しながら、町で何ができるか、環境省で何ができるか考えていきたいと思います。

(河津委員長) ありがとうございます。千葉委員、よろしいでしょうか。

(千葉委員) はい、結構です。

(河津委員長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

先に、では川瀬委員、お願いします。

(川瀬委員) ありがとうございます。今、千葉委員がおっしゃったところは非常に重要で、これまでほかの地域の除染をしていたところでも、のり面、斜面の下のところというのは降雨があると必ず斜面を流れていった土がたまって少し高くなるというような傾向があるというのは当初の頃からあった部分がありますので、例えば資料2の参考7の4ページ目のところで、道路から右が入らないようにするというような対策を取られていますけれども、こういった対策を逆に、のり面のところに少し同じようなことをするというのも一つの方法になってくるかと思います。それから、あといかに早く植生を再生させるかということになってくるかと思います。森林の中でも木の生えている地面のところ、そちらのほうの植生が回復してくると土砂の流出も抑えられるというような文献もありますので、なるべく早く植生を回復させるということも考えていただけると、後々、何度も側溝の除染、泥の撤去をしなければならぬとか、そういったことにならないという一つの方策になるのではないかなと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

以上です。

(河津委員長) ありがとうございます。ぜひJAEAのほうが今までの実績だとかいろいろあるかと思いますが、一緒に考えていただければいいのかなというような感じがしました。どうもありがとうございました。

次に、吉田委員、お願いします。

(吉田委員) ありがとうございます。先ほど住民への説明という観点からのお話があったんですけども、この段階に入ってくると非常に重要になってくるのかなと思います。何せこの地域というのは、帰還困難区域の中の特定復興再生拠点区域というこれまでとは異なる状況であるということ、住民の方は一番よく分かっているんじゃないかと思うんです。かなり長い間帰れないんじゃないかという中で10年たってここまで来たという、この現在に至るまでのプロセス、最初にこのような線量で、そしてここまで下がっていて、こういう対策を取ってきているというようなことを住民にこれまで説明されてきておられるんでしょうか。環境省もしくは町にお伺いいたします。

(環境省須賀) 環境省のほうでは、除染を実際実施する際に、ご説明させていただきまして、もちろん人によって立会いをされる方、それから避難されている場所遠いので、なかなかできないという方とか、いろいろございますけども、そういった方にも電話なり、あとは報告書という形でお送りさせていただいております。また、過去に例えば2月に立入規制緩和したときには、区長さんたちだったんですけども、そちらのほうにも立入規制緩和をする区域の状況をご説明しました。今後新しい場所の立入規制緩和や準備宿泊ということになりますと、また説明があろうかと思っております。

で、これまでのそういった形で1対1の説明ですとか、そういったものを除染の中でもやっていますけども、別の新しい場でも今後も丁寧に説明していきたいと思えますし、随時問合せ等実際受け付けることもありますし、問合せしていただくことも可能ですので、そういった場合もちょっと気になるということがあればすぐ現地へ行って見たりとか、そういったことをやっていきたいというふうに思います。

(河津委員長) よろしいでしょうか。追加ございますか。吉田委員、よろしいですか。

(吉田委員) 町のほうからは、説明会とかというものはまだこれから。

(事務局澤原) 町のほうでは、今、現在立入規制緩和の状況の説明会というのはありません。今後、準備宿泊の説明会であるとか、あとは避難指示解除の際に説明会ありますので、そういうところでどういう対策を取ってきたかというところを説明していきたいと思えます。また、近日中に町政懇談会もございますので、そちらで住民の方から除染の状況、質問がありましたら現在の対策について説明をしていきたいと思っております。

以上です。

(吉田委員) 以上です。

(河津委員長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。あと、また最後にいろいろ総合的にやるとして、JAEAからの資料の説明はいかがでしょうか。

(事務局志賀) 町のほうでいたします。前回の検証委員会的时候ですが、熊町の被ばく線量評価のをJAEAさんに作成していただきました。その場所が確認しましたところ、まだ未除染のところのデータを使ってパターンを作成したということで、今回資料にありますデータは町のほうでモニタリングをした結果を基にパターンをJAEAさんのほうに作成し直ししていただきました。熊町で生活を行うパターンということで、屋外の平均線量は0.87マイクロシーベルトパーアワーということで、それでパターンを作成し直ししていただきまして、年間の被ばく線量率は2.98、追加被ばく線量は2.59ということになりました。前は7.20、6.81だったので、大分数値は低くなったのかなと思えます。

2ページのほうも同じく、町のデータを使ってやっています、前は6.85と追加のほうが6.46でした。除染後の場所だと2.85の2.46という形になっております。

以上です。

(河津委員長) ありがとうございます。これは、いわゆる畑が除染されていないところでの測定値を使ってこの前まで計算したということになります。

今回は、実際に除染したところの畑のデータを使うとこのぐらいですよということだと思いますけれども、何か質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

あと、ちょっと除染のほうですけれども、私昨日、富岡のほうにちょっと用事があったもんですから、環境省のほうに実際にどうかということで、あの周辺を実際に測定してもらいました。当時、2週間前ですか、行ったときのデータと比べると大分下がっていることを実感しました。ただ、やはり場所によっては3.8を超える場所、さらにはまた森林のところはやっぱりかなり高いところもあります。十幾つとか、そういうところがありますけれども、実際に全部終わるようであれば大分下がるなという感じはしました。それでもポイントによっては若干高く、3.8を超えるところもあるというのが現実かなというふうに感じてきました。ちょっと私が行った、実際にデータを見たときの感想です。参考にさせていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(環境省須賀) 作業員の被ばく量、受注者のほうに確認しまして、東電のほうで作業している方について、ざっくりとした情報なんですけれども、半分ぐらいの方は1日1マイクロシーベルト以下でございます。そのほかの方で10から20マイクロシーベルト1日当たりという方もいるということでした。すみません。1じゃないです。1桁です。失礼しました。半分ぐらいは1桁だということでした。

(河津委員長) 半分ぐらいが1桁、あと10から20のほうも若干いますよということですか、1日の被ばく量が。

(環境省須賀) はい、そうなります。

(河津委員長) これは、皆さんこの前現場へ行ったときかなり高いということで、作業員の方がどのくらい被ばくしているのかなという話もちょっとあったかと思います。それをちょっと調べてもらったということなんですけれども、今の話ですと大体半数ぐらいは1桁、10から20ぐらいが若干名いますというような結果だと思えます。当然労働管理のほうではしっかりやられていると思いますが、実際に戻ったときの一つの参考かなということでございます。

吉田委員、どうぞ。

(吉田委員) ありがとうございます。前回の除染検証委員会でDシャトルの値について、私ちょっとコメントしたんですけども、ちょっと気になっておりまして、開発者と詳しい情報を聞いたんですけども、ご存じのとおり、Dシャトルは80 keVよりも低いエネルギーのところのガンマ線には感度がありません。そのレスポンスを保障するためにいろいろな工夫をされていることで、最終的には通常の線量計と同じく精度はプラス・マイナス30%程度と考えてよいということで、これはDシャトルの値が本当に非常に精度のよい値だというふうに考えている方も多いんですけども、こんなものなんです、通常線量計というのは。なので、それを込みで考えておかれたほうがいいでしょうという、そういったお話でございましたので、お伝えいたします。

(河津委員長) ありがとうございます。やっぱりDシャトルのデータというのは、何かそのままということ、かなり確度が高いというふうにされていますけど、そうではないんですよという今話だと思います。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。大分実態のほうは分かってきたかと思います。また、一番初めに副町長さんがおっしゃったように、準備宿泊に向けての委員会としての中間報告書ができればということで、既にある程度の形で示されておりすけれども、そちらのほうに移ってよろしいでしょうか。ほかに何か、まだ議論がありましたらどうぞ。よろしいですか。

特に異論がございませんので、それでは次の議題の2のほうに移らせていただきます。では、中間報告書(案)ということで事務局のほうからですか、ご説明をお願いいたします。

(事務局志賀) 中間報告(案)説明

(河津委員長) 各委員の方、いかがでしょうか。

ちょっと私のほうから1つだけよろしいでしょうか。現状の2段目、「当該地区については」からのところですけども、「概ね除染が完了し、3.8マイクロシーベルトパーアワーを下回っていることが確認できた」ということは、これ全部確認できているという形になるので、ここの表現は少し変える必要があるのかなというふうに思っています。むしろ3.8マイクロシーベルトパーアワーを確認できたまでを削除するとか、さもないと「一部を除き」とか何か言葉が必要かなと思うんですけど、いかがでしょうか。

(小豆川委員) 賛成します。

(河津委員長) むしろ外しちゃったほうがいいですかね、文章的には。「当該地区については、概

ね除染が完了し、特に宅地についてはそのほとんどが3.8マイクロシーベルトパーアワー以下となっている」。

(川瀬委員) それよりも、やっぱり「概ね除染が完了し、一部を除いて」というほうがいいのかという気はします。「一部」というところの後ろに、特に森林部分とか場所を特定するようなことを括弧書きか何かで入れてしたらいかがでしょうか。これ、日付が今日の日付となっておりますので、出されると発出が今日という形になるのであれば、まだ先ほど環境省さんから報告があったように、3.8を超えているというのが実態ですので、今委員長がおっしゃったように下回っていることが確認できたというのはちょっと事実と違うということで、「一部を除き」ということにしてはいかがでしょうか。

(河津委員長) 「一部を除き」と入れますか、それとも「一部森林等を除き」とか。

(川瀬委員) 「一部森林等」でいいんじゃないでしょうか。

(河津委員長) 「一部森林等を除き、3.8マイクロシーベルト」云々ということ、こういう形でよろしいですか。今直してもらっています。

(吉田委員) いいと思います。

(川瀬委員) そうすると、その下の「しかし」というところが冗長になるんで、「一部を除き」というふうにして、「しかし」のところの接続詞を変えるか……

(河津委員長) 接続詞を変えたほうがいいですかね。

(川瀬委員) そうですね。「概ね除染が完了し、一部を除き」……「一方で」とかとするんですかね。「概ね除染が完了し、一部を除き3.8マイクロシーベルトパーアワーを下回っていることが確認できた。特に宅地について」はとつないで、「しかし」のところを「一方で」とかという形でつないだらどうでしょうか。

(吉田委員) 具体的にはとしたらどうでしょう。

(川瀬委員) そうですね。そのほうがいいのかもかもしれません。

(河津委員長) そうですね。意味はかえってより詳しくという、そういう言い方ですよ。

(吉田委員) それだと、「一部を除き」にさせていただいても、その一部というのは具体的にはこういうところを示すというふうに読んでいただけるように思います。

(河津委員長) そうですね。いかがでしょうか。

(川瀬委員) それで結構です。

(河津委員長) ありがとうございます。そこはそのように。あと、ほかに何か気になるようなことはありますか。

(吉田委員) よろしいでしょうか。細かいんですけども。

(河津委員長) はい、どうぞ。

(吉田委員) まず、現状のところの3行目なんですが、「今回検証した地区については」で、また最後に「検証を行った」というふうに二重になっておりますので、ここは最初の「検証した地区については」というのを外されたほうが良いように思います。あっさり今回は何々について検証を行ったでもいいように思います。それがまず1つ。

それから、2つ目なんですけれども、「物理的減衰やウェザリング効果等による自然減衰が検証できた」というふうに書かれているんですけども、ここで自然減衰とあえて「自然」を入れる必要はないのではないかなと思います。というのは、ウェザリング効果というのはその定義も様々でございますので、ここで自然減衰というふうにしてこれが検証できたというふうにするのはちょっと変な気がします。それが2つ目。

そして、3つ目なんですけれども、一番最後の補足のところで3.8マイクロシーベルトのご説明をさせていただいているんですけども、これは年間積算被ばく線量ではなく、年間追加被ばく線量としていただいたほうが良いと思います。というのは、これは追加被ばく線量の関係でございますし、またそもそも年間としたらこれ積算なんです。なので、年間積算というふうに言う必要はございません。ですので、上の単語と同じく、年間追加被ばく線量20ミリシーベルトという言い方が一番いいかなと思います。

以上です。

(河津委員長) ありがとうございます。今のご意見どうでしょうか。非常にごもつともなというふうな思いですけれども。

(内閣府粕谷) 内閣府ですけど、よろしいでしょうか。

(河津委員長) はい、どうぞ。

(内閣府粕谷) 今の20ミリシーベルトのところでございますけれども、私ども実際避難指示解除するときには線量のところを要件の一つにしておりまして、具体的に申し上げますと空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実である場合と、こういった文言で要件にさせていただいてまして、この意味合いでの20ミリというのは追加ではなくて、純粋な意味での20ミリということでございます。なお、今年の3月に立入規制緩和の報告を除染検証委員会とかでしていただいたときも、そういう意味で同じように追加でない形での補足というのを書いていただいたのかなというふうに認識してございます。

以上でございます。

(河津委員長) ちょっと聞きづらかったんですけども、要は内閣府で使われているのには追加という言葉は使われていないということでもいいんですか。

(内閣府粕谷) はい、おっしゃるとおりです。

(河津委員長) この辺はどうなんですかね。その辺に関わっているかと思うんですけど。小豆川先生も含めまして。

小豆川先生、どうぞ。

(小豆川委員) すみません。ありがとうございます。追加か積算かというのは、ちょっとまたごめんなさい、後になってしまうんですが、私としても幾つかコメントを差し上げたいところがありまして、まず1つ目なんですけれども、やはり今回解除するかどうかというのは非常に高いエリアがもともとだったところですから、もう少し帰ってこられる住民の方に対してより寄り添う必要が絶対必要だと思うんです。現状のこの案だと、ちょっとその姿勢が弱いように感じましたので、例えば2ページ目の準備宿泊・解除に向けた継続的な対策というところの括弧書きの項目の1つ目の丸では、「国等（環境省）が実施する除染について地権者や町の意向に寄り添った柔軟な対応をする

こと」とありますけれども、もう「この寄り添った柔軟な対応」の前に「より一層の」とか、今までよりもより強いサポートというか、寄り添い方が必要になると思うので、「より一層の」というようなコメントがあってもいいと思います。

あと、ちょっとこれは日本語の問題かも知れないんですけども、その次の項目で「準備宿泊あたり、被ばく線量の把握」云々書いてあるんですが、これは主語が抜けていて、誰が有効活用できるように検討することというのがちょっと分からないんです。なので、個人情報であることに留意してJAEA等の専門機関と協力し、誰が有効活用できるように検討できるのか、ここら辺の主語が多分必要になると思います。

あと、同じくなんですけれども、最後の丸のところでも「これらのさらなる空間放射線量率の低減対策については、来春の避難指示解除までに速やかに取り組み、除染検証委員会において、その対策の結果及び放射線量の状況を確認し、その内容を報告する」のは誰なのかということなので、国等はその内容を除染検証委員会に対してできれば、逐次報告することがあると我々としても3月に向けてどういうふうになっていくかというのが、まだまだしっかり見ていなきやいけないことだと思うので、「国等は」に加えた後「逐次」という言葉もあると大変ありがたく思います。

以上です。ありがとうございます。

(河津委員長) ありがとうございます。追加等に対するコメントはありませんか。

吉田委員。

(吉田委員) 先ほどの内閣府のお話だと、政府の文言がそのようになっているので、前回もそうなので、この文言どおりでというふうに理解いたしました。これは間違いなんですけれども、これはICRPのレファレンスレベルという、参考レベルからきている概念であって、自然放射線からの被ばく線量込み込みの値ではないんです。どうしても、そういう状況で本当は変えられないというのであれば、内閣府の何月何日の発出のこれによりとか、そういうのを少し加えていただくと除染検証委員会としては責任がそちらに転嫁できるので、ちょっと気持ちが休まります。

(川瀬委員) 今のお話で、今ちょっとパソコンを使ってネットで調べてみたんですけども、避難指示解除の要件についてということで平成27年6月12日の原子力災害対策本部決定、閣議決定の中から引用されている資料を見たんですけど、やはりここでは空間線量率で推計された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であることというのが解除の要件の一つとなっておりますので、それであれば今、被ばくとかも入っていますけども、それも抜いて、その部分の文章をそのまま引っ張ってくるというのがよろしいんじゃないでしょうか。

以上です。

(吉田委員) 賛成です。

(河津委員長) ありがとうございました。それでは、委員会としてのあれもありますので、ここにやっぱり括弧して何か入れてもらいますか、

(河津委員長) 事務局はわかりますか。事務局のほうでちょっとそこを直していただけるでしょうか。

(事務局志賀) はい。環境省さんに直してもらっていますので、大丈夫かと思います。

(河津委員長) あと、それと先ほど小豆川先生さんがお話した内容ですけれども、先ほどの案でよろしいでしょうか。案といいますか、もっともだと思っただけですけれども、「より一層の」とかまず言葉を入れるということと、それとあと4つ目の丸の中で「国等はその対策の結果及び放射線量の状況を確認し、その内容を逐次報告すること」。2番目の丸のところ、この主語は何にするかというのがありますけれども。

(小豆川委員) 町が有効活用できればいいんですよね。違いますか。

(河津委員長) むしろほかの町も含めてという意味ではないんですか。

(小豆川委員) 要するに国が取った情報を町が利用できればいいだけの話なので。要するに住民に介入されないのが一番まずくて、対策を取っただけで終わっては意味がなくて、その取ったデータがちゃんと結果を住民に返されて、かつ住民からの要望とか要請をこの後、受けてまた、よい方向に回していくというのが理想的な形だと思いますから、ここの状況だけ見ると対策を検討して、そのデータ等を誰がこれを有効活用できるかというのは困っちゃうので、「町が」と書いておけば間違いはないように思うんですが。

(河津委員長) そうですね。分かりました。それで、これは町の委員会ですので、「町が」で十分、ほかのは、そんなに書く必要はないということですね。

(小豆川委員) もし町がほかの町にシェアしてもよいということがあればもちろんそれでいいと思うんですけども、住民は取りあえず町が管理するのかなと考えます。

(河津委員長) ありがとうございます。ほかにありませんか。

(吉田委員) すみません。そのことに関してよろしいでしょうか。1つコメントあります。ご存じのように、伊達市での問題がございますので、特に住民の被ばく線量を把握したその後のデータの使用については非常に慎重になったほうがいいのではないかなと思います。個人情報等に留意してと書いてありますけども、これは個人情報保護です。それから、あくまで住民の同意が取れているかどうかということが非常に重要になってくるので、データを町で使うにしても、それからましてや町以外の、あるいは研究者が使うというようなことが将来的にあったとしても、住民の同意を得ない形でそれが使われるようなことというのは、あってはならないことであるので、そのところを十分に配慮した書き方にする必要があると思います。

(小豆川委員) それを含めて、恐らく町は十二分に理解していると考えているんですが、なので町が把握してデータの取扱いは、どのような事件があったということは、踏まえておられるとは思いますが、この状況でいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。町のほうのご意見をぜひ伺えればと思います。

(河津委員長) 町のほうはいかがでしょうか。

(事務局澤原) 伊達市の問題というのはかなり大きく取り上げられて、町でも把握しております。ですので、当然準備宿泊で得られるデータについて、は住民から同意を取るなどして、個人情報保護について、しっかりと留意して活用できるような形で、できれば思っております。

(河津委員長) ありがとうございます。一番肝腎なところですけど、今までの除染結果、それからまた今までの議論を含めて案の1と案の2をどちらがいいかということですけども、いわゆる2段階方式にするか、一括して準備宿泊を行うかということに関してはいかがでしょうか。

(事務局志賀) 資料3-1と3-2と3-3を説明します。今の河津委員長の案の1のほうと案の2の件なんですけど、もし案の1の2段階ということであれば、資料3-1の区域図を見ていただいて、事務局のほうでちょっと区割りをしました。第一弾のほうは今立入規制緩和になっている地区と大野駅の西側と、あとこの間やった旭台地区とか錦台地区を最初に準備宿泊やるパターンで、あと北部と西大和久と熊町は第二弾というパターンの地図になります。

資料3-2が大熊町の北部、東電のところ以外を除いた形で第一弾として準備宿泊を始めて、第二弾として線量が下がってから北部を準備宿泊に入れるというパターンです。

資料3—3が全域一括解除という形で、緑のところを一括でという形になります。

以上です。

(河津委員長) ありがとうございます。それでは、この報告書の根幹になる部分ですけれども、いわゆる案の1と案の2の中で違うというのは2段階にするか、一括してやるか、いずれにしても、いわゆる条件はつけなくちゃいけないというのが皆さんの意見じゃないかというふうには感じております。それで、条件のほうは概ね、そのようかなということなんですけれども、実際にこうやって分割するほうがいいのか、一括してその中でいろいろ考えていったほうがいいのかという考え方があるかと思うんですけれども、皆さんの意見はいかがでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

(千葉委員) 資料3—1の案が私はいいと思います。確かに全域を全部宿泊にした上で調査ということがあるんでしょうけど、検証委員会で熊町や大和久地区を実際に見ているわけではないですから、やはり検証委員会でも現場を一度は見て、データだけではなくて実際に見て、それから判断すべきだと思いますので、もし準備宿泊を今年中に始めるというのであれば資料3—1の二弾の準備宿泊、2回に分けてやる準備宿泊の3—1のパターンがいいかと思います。

以上です。

(河津委員長) ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

小豆川委員、お願いします。

(小豆川委員) 私も案1のほう、2段階に分けて行くのがよいかと思います。さらに条件をつけてもよくて、第二弾のほうを開ける前提として、やはり、その数値をちゃんと確認してから、また第二弾をオーケーとするというふうにはしないことには、現状では我々ここら辺の数値、除染後の数値を把握しているわけではありませんので、やはり第一弾はよしとして、第二弾のところも確認の上で解除ということで、あれば同意ができると思います。

(河津委員長) ほかにいかがでしょうか。

(川瀬委員) 私も、2段階がいいと思います。やはり検証委員会としては実際にモニタリングデータを見て確実に下がっている、3.8マイクロシーベルトパーアワーを下回っていることが確認できたところは解除というか、準備宿泊に入っているといえると思いますので、その部分に限定していくべきだと思いますし、第二弾の解除での準備宿泊の実施についても、やっところの除染後のモニタ

リングでほとんどの地点で、森林の一部とか特殊なところを除いて、ほとんどの地域で3.8マイクロシーベルト毎時を十分に下回っているということが確認できた時点で解除していく。11月の終わりに除染の作業が終わって結果が出てくるということであれば、例えば12月の中旬ぐらいを目途にこの部分を解除していくというようなことも一つの考え方だと思いますので、3—1案で取りあえずはいいんじゃないかと思います。

以上です。

(河津委員長) ありがとうございます。今、3—1の考え方が多いんですけども、いわゆる一括解除の一つのメリッ的なところというのは、やはり除染を早く進めるとかは実際緩和することによって、例えば住民の方が出入りをよくすることによって早めるといいですか、そういう面もあるんじゃないかというふうには思うんですけども、委員の方いかがでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

(佐々木委員) 皆さん、資料3—1が多いようなんですが、一応一括で準備宿泊対象とするというには条件があると思うんです。その条件をクリアできるんで、中間報告でできるのであれば、それで資料3—3でも私は構わないんじゃないかと思うんですが、例えば環境省さんが11月中には全部3.8以下にするというようなことを、おっしゃっていますので、それがクリアできた時点で年内準備宿泊が可能であれば、それに向けて計画を進めれば可能だと思いますけど。

以上です。

(河津委員長) ありがとうございます。今3—3という一括、これは多分住民の方にとってどうかということも非常に観点としては大事なかなというふうには思います。

吉田委員、どうぞ。

(吉田委員) ありがとうございます。私は、佐々木委員のご提案の3—3で進んでいいんじゃないかなと思います。というのは、最初に町の、ご希望というのもお伺いしましたけれども、こういった内容というのは、やはり住民のご希望、それから町のご意向というのを重々考えながら進めるということがいいのではないかなと思います。実際私大熊町に私自身の調査のためにしょっちゅうお伺いしていますけれども、規制が緩和されているかどうか、そして、また今後であればその区域が広がるということが、いかに住民のアクセスに大きく関わってくるか。自分の家で、ありながらなかなか様々な制限があって、好きなときに帰れないというようなことが精神的な負担として大きくなっているということを見ているので、この状況まで来れば、理想的にはステップを分けてということもあるんではあるんですけども、この状況まで来て今日のデータを見る限りでは、今日の中

間報告としては3—3を念頭にして検討してもいいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

(河津委員長) ありがとうございます。実際問題として、やっぱり全てを確認してから次のステップということは、なかなか難しいというのは各委員の方も実際に行って除染の状況を見て分かっているというふうに私は思っております。そういうことも踏まえて、住民の方を今後、考えた場合にどうかなということ、一つの方向として見ていただければと思うんですけど。

小豆川委員、どうぞ。

(小豆川委員) やはり住民の、ご意見を取ることも、この除染検証委員会の要綱にそもそもあることだと思うんですが、やはり除染を検証する委員会としてタイトルがそのとおりありますから、としてまだ未確認であるところについてゴーを出すということについては非常に抵抗感を覚えます。環境省さんが一生懸命やってくださっていることは理解するんですけども、ここを開けることはやはり数値を確認してからいくべきであって、第一弾、第二弾の差が例えば1年、2年もあるというのだったら話は別ですけれども、ここから恐らく予定では数か月でいけるのであれば、きちんとプロセスを踏まえたことが分かって、それでいくというほうが私は筋にかなっているように思うんですが、いかがでしょうか。

(吉田委員) すみません。意見です。よろしいでしょうか。

(河津委員長) はい。吉田委員、どうぞ。

(吉田委員) そのご意見は、私もそういう見地に立てればいいなというふうに思うんですけども、そもそも3.8マイクロシーベルトという値が何を意味しているのかということに、もう一回立ち戻らないといけないと思うんです。あたかも3.8マイクロシーベルトを超えれば全く駄目で、そしてそれを下回れば何だっていいという話では全くないわけで、それはICRPの、そもそも参考レベルの設定のところを放射線防護の考え方ということ、ちょっと立ち戻って考えていただけると分かると思うんですけども、空間線量の低減だけでは個人被ばく線量の低減というのは達成できないことは明らかなんです。それは小豆川委員も再三指摘してこられますけど、スポットがあって、そこに24時間いる人がいれば当然超えるじゃないかということもあるわけですけども、これはあくまでもともと人が住んで、そして3.8マイクロシーベルトパーアワーの空間線量率というのはあくまで参考レベルの1ミリから20ミリシーベルトバンドの目安値でしかないんです。実際に、じゃ住民が入られたときの個人の被ばく線量をチェックすれば、恐らく20ミリシーベルトというのは超えな

いというのはJAEAのデータからも明らかであるわけです、通常の範囲であれば。それを考えますと、むしろリストラクションをかけるということの弊害のほうが大きくなっていくのではないかなというふうに考えます、この段階に当たっては。というのが考えになります。

(河津委員長) ありがとうございます。

(小豆川委員) 3.8がどうこうという話は全くなくて、もっともっと下げるべきだと私は思っています。これは、もう、そもそも論になってしまうので、あまり詰めてもしょうがないですけども、じゃ1だって高いわけで、我々は今東京にいますけれども、東京の数値から考えてみたら、除染後の数値だって猛烈に高いわけです。かつ、これからはウェザリングも期待できないような状況が続くわけです。特に森林なんかというのは土をそこで固定してしまうわけですから、その土が移動することによって、その線量率が下がるということも期待できないということは、本当の意味での物理減衰以外の低減はもう起き得ないわけになります。ということは、今これで下げて、その下げた数値で住民に、その被ばくを許容せよと言っていることと同じことになるわけで、かつ、これから避難指示を解除するということは、ただ単に住むだけじゃなくて、先ほどのパターンにもあったように、畑を耕したり、生活をしたり、営農までオーケーにしているわけです。ということがあるのであれば、今のこの数値であったとしても、かなり高いということはやっぱり覚えておかなければいなくて、ここはもう帰還困難区域であったわけですから、理想としては、もう事故前の状態に戻すことまでを目指しておくべきなんですけど、どうやってもそこまではいかないというのであれば、やはりその数値は頑張っただけ下げて、それを確認した上で帰すということにしないと、住民に示しが、つかないというのも変ですけども、私たちが、今、何を求められているかといったら、きちんと、その下げている効果を確認して、それが大丈夫ですよ、ということ町長に答申するというのが我々の仕事だと思うんです。3.79がよくて、3.81が駄目というのはもう全くそのとおりだと思っていますし、私はもっともっと下げて、頑張っただけ皆さんにより安心して帰っていただくための除染をしていくべきだと思うんですけども、現状で、そこまで下がるのであれば、やはり、せめてそれでも今やっていることを確認してから、お返しするほうが筋だというふうに思うところが手を挙げている理由です。

(河津委員長) 川瀬委員、どうぞ。

(川瀬委員) ありがとうございます。先ほど3-1-1というのを申し上げましたけれども、データをしっかり確認して、ある程度の範囲を区切って立入り、準備宿泊をやっていくということと2通りあって、今回の答申書の間接報告の中で3.8を上回っている地点があったり、線量の低減効果が得ら

れていない場所については表示をするなどということを書いてあるということも踏まえれば、結局全体を一気に解除するにしても3.8を超えているところにはしっかり表示をして、住民の方が立ち入らないような措置を取る。それを区域としてやるのか、ポイントの小さなエリアでやるのかというだけの差になってくると思うのです。それであれば、町民の皆さんの利便性、道路とかそういうところが使えたほうが良いというご要望もあるということになれば、全域の一括の準備宿泊の開始というのは一つの選択肢であると思っています。ただし、その代わりまだ除染が完全に措置が終わっていないところ、そういったところについては、きちんと住民の方が立ち入らないような措置、表示とか、そういったことをきちんとした上で被ばくを避けると、無用な被ばくを避けるような形での準備宿泊への一括解除というのでいいんじゃないかというふうに思います。ありがとうございます。

(河津委員長) ありがとうございます。

千葉委員、どうぞ。

(千葉委員) 私は、実は熊町に住んでいたんです。ですから、今回の資料3-1にある一番右下の場所なんです。さっきJAEAの人が農業の人は家にいると言いましたけど、この範囲の中には農業をやる場所はないんです。全部宅地です。宅地の中の家庭菜園、10平米ぐらいの、はそれは畑と呼ぶならば畑、だけど地目は宅地です。宅地か雑種地。農地のところはないです、この除染範囲の中では。もともと際除染やろうとしたところですから、数値だけを追っかけて進める、進めないというので入る、入らないは確かに除染検証委員会はそのまでが限界だと思うんです。実際にはここに自由に立ち入るためには、その道路だとか町道だとか、そういうものの周りの際除染も全部終了して、自由に出入りする準備宿泊ならば、私は線量だけの範囲でいいと思います。ただ、準備宿泊というのは、いわゆる夜警だとか、消防設備だとか、消火栓だとか、水だとか、下水だとか、電気だとか、夜間どういう防犯灯がついているとか、そういう人間の安全に関わる場所までは除染検証委員会では判断できないはずなんで、実際にここは飛び地ですから、ここはゲートを通して準備宿泊するということは、結局4時以降とか朝9時までは一旦入ると出られない。だから、ゲートを通さないといけない。これは、内閣府の問題ですけども、そういうところが全部際除染、それからゲートの取扱いが全部済んでいるんで、あればそれはいいですけど、ほかの場所と違って、この飛び地は私が思うにはゲートをなくすほどの除染ができていようには見えません。この間もお墓参りお彼岸で行ってきましてけど、道路という道路はまだ倒れた塀がそのまま放置してありますから、自由に出入りできるという場所ではないです。だから、インフラだとかは全部町だとか、それから復興庁の問題かもしれませんが、そこら辺も考慮するんであれば、そっちの意見を聞いて、これは町の判断でやっていただかなきゃ。特に熊町地区に関しては準備宿泊によって住民が苦

労するかしないかというところを評価いただかないと、空間線量だけの話では、私はよしとしたくないんで、そこをちょっと確認したくて3-1と言ったんです。ですから、我々除染検証委員会の中で消防や夜間夜警だとか、そこら辺をコントロールできるわけじゃないですから、そこは最終的には町の判断が必要かと思います。線量上は区長の言ったように3-3でいいと思います。ただ、私はそういうところも実際に現場に行ってみないと分からないというところもあったので、お話しさしあげたので、数値上でいけば3-3でも結構ですけど、準備宿泊していいですかという判断で言われれば3-1です。その準備宿泊は、もう少し条件が整った状態である程度考えてあげるのも除染検証委員会の役目かなと思っています。

以上です。

(河津委員長) ありがとうございます。

はい、どうぞ。

(事務局澤原) 今の千葉委員からのお話の中で、道路の話が出てまいったところですけども、熊町地区と大川原地区を結んでおります道路、ちょうど役場の前の道路が熊町地区につながっております。そちらにつきましては、現在常磐線から東側が白地地区ということで有人ゲートがあって、ゲートを通らないと行けない状況になってございます。ただ、環境省のほうでその熊町地区につながる道路につきましては、除染が完了しているところであります。町といたしましては、熊町地区の方の今後準備宿泊に臨むに当たって、やっぱり道路の問題、先ほど夕方になると熊町地区から出れないという、お話がありましたが、その辺を考慮いたしまして、除染が終わっている道路、そちらを国の特別通過交通の制度で避難指示解除までの間の数か月を4輪が24時間通れるような形にしたいと今国と協議を進めているところであります。ですので、準備宿泊に入る前に町内全域を立入規制緩和しまして、熊町との間の道路については特別通過交通の制度で24時間車両の通行ができるような形を現在進めているところでございます。

以上です。

(内閣府粕谷) 内閣府ですけど、補足でよろしいでしょうか。

(河津委員長) はい、どうぞ。

(内閣府粕谷) 今、事務局の澤原課長のほうからお話あったとおり、熊町地区につきましては準備宿泊前の立入緩和の時点でしっかり、そこに準備宿泊で戻られる方がお困りにならないように、道路のところを特別通過交通ということで今、相談をまさにさせていただいているところでございま

す。加えて申し上げますと、この事務局の今日の中間報告案は案の1であっても、案の2であっても立入緩和は特に実施するというふうに読むんだろうなというふうに理解をしておりますけども、それにしっかり間に合うように再度準備をしておりますので、そこは引き続き万全を期して対応してまいりたいと思っております。

それから、ちょっとついででございますけども、国のほうの準備宿泊の一応基本的な考え方だけ、併せてこの場で参考までに、ご説明させていただきます。まず最初に、3.8の線量の基準が準備宿泊をするに当たっての要件になっているのか、なっていないのかというところの事実関係といたしましては、3.8の要件というのはございません。これは、あくまで実際の避難指示解除の時点でしっかり判断をさせていただくということになってございます。準備宿泊の段階では、電気、ガス、水道、こういったところのインフラがおおむね復旧しているとか、あるいは子供の生活環境を中心とする除染作業が十分進捗しているか、こういった定性的なところを一応基準にしているというのが現状でございますので、3.8以上であっても実施しているという自治体はございます。例えば隣の双葉町さんもしか3.8を超えているところがあるけれども、まさに今日ご議論いただいているような一定の対策をした上でしっかり準備宿泊を進めると、こういった答申が出されているかと思っておりますので、この辺も併せて今日のご議論のご参考にしていただければ幸いです。

以上でございます。

(河津委員長) ありがとうございます。

小豆川委員、お願いします。

(小豆川委員) 今のご意見ありがとうございます。今回の除染検証委員会には測定値のほうの観点からでは直接関係ないとは思っていたので、あまり発言もしなかったんですが、熊町の水道ってもう復旧の見通しが立っているというふうに考えていいんでしょうか。

(事務局澤原) 熊町地区の水道につきましては、今年いっぱいかかる予定です。ただ、できる限り前倒しにするということで双葉地方水道企業団のほうで現在対応を取っているところであります。下水につきましては、復旧がまだというところがありますので、合併浄化槽を町のほうで設置いたしまして、水道が使えるようになりましたら速やかに浄化槽の試験をして準備宿泊に臨めるような準備をしているところと聞いております。

以上です。

(小豆川委員) ありがとうございます。今回の話で、私が特に1番のほうを強く押す理由としてもあるのは、インフラがまだ実は完全に整っていないというバックグラウンドがあるので、どうせ、

そこが待たなければいけないのであれば、だったら線量の測定値の報告を待ってから判断しても、そこは結局は変わらないのではないかというのが強い根拠にあったんです。わざわざ仮にここで線量値が下がっているから解除して宿泊してもいいよといったところで、水もない、下水道もないというんだったら、それはもう帰れる意味がほとんどないわけですから、それだったらもう少し待ってから、そして下水道も上水道も整ってから、そして我々も測定値を確認できてからどうぞ試しに帰ってきてくださいといったほうが、筋が通ってると思っていたので、私はこの1番を強く押した理由になります。

以上です。

(河津委員長) 宇佐美委員、お願いします。

(宇佐美委員) 私は、以前から一括解除がいいかなと思っていて、その理由はやっぱり細かい地域を区切ると地域の中で分断が起こるんじゃないかなというのが、ちょっと心配でした。前回の検証委員会の際のデータより、この委員会の前に環境省から説明もいただいたんですけれども、かなり除染が進んでいて、これから11月末まで進む見込みも立っているということで、私は今の状態だったら無用に細かく分けなくてもよいかと思いました。

以上です。

(河津委員長) ありがとうございます。実際に熊町の場合ですとインフラなども整備されている部分というところが確かにあるという話ですけれども、一応その分といわゆる線量での我々に預けられている解除の部分といえますか、その部分とは少し違うかなという感じはしております。線量的には高いところはあるものの、いわゆる区域としては一括でもいいんじゃないかという方向に今ちょっとあるかなという感じしているんですけれども、小豆川委員、いかがでしょうか。

(小豆川委員) 委員長の判断だと思うので、私としては今の状況というか、皆様のご意見を聞いても、仮に一括で解除したときに分断が起きてしまう、あるいは利便性が下がるということに対しては定量的な数値がないので、私としては科学者としては判断できないからこそ数値を見て判断するというふうな、サイエンティストとしてはそちらのほうが、筋が通っていると思うので、1番の意見のままいこうと思います。ただ、ご判断は、ここは委員長のほうの、ご裁可だと思うので、私としては1番のままでいきたいと思います。

(河津委員長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。何か発言したいという人。いろいろな皆さんの意見を聞きまして、まとめとしてですけれども、結論的にはやはり一括かなというふうに私自体は感じました。やっぱり

分断であるとか、またこれからの復興に入れるためには、やっぱりそういう面も非常に重要だと思いますし、また線量自体も大分関係省も頑張ってもらっていますし、さらに我々もそれを逐次報告を受けながら、その辺はチェックをしながらしっかりとやっていけば一括でやったほうがいいのかというような私の印象でもあります。基本的に、ではそういったことで、小豆川委員はまだ3-1というご意見ですけれども、皆さんの大体総意的にといいますか、としては一括ということで、案の2ということで、この会としては、よろしいでしょうか。

(吉田委員) いいです。

(河津委員長) それでは、一応この委員会としては、このような結論にしたいと思います。環境省については、やはり積極的に、なおかつ大胆に、しかも迅速にこの辺を進めていただいて、なるべく3.8はなくすことを考えていただき、しかもフォローアップ除染などしながら全体を下げるということが中間報告書の中にも示してありますけれども、ぜひその辺は配慮していただければというふうに思います。

それで、あと文言につきましては今後少し文書を見ながら直すということで私のほうに一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

(河津委員長) ありがとうございます。

それでは、この報告書については、町長のほうに渡すわけですけれども、その前に事前に一度皆さんに見ていただきたいというふうに思っています。事務局のほうで、その辺の調整をひとつお願いしたいと思いますけれども、直接私が町長にということがなかなか時間的に取れない。例えば副委員長の川瀬さんあたりが時間的に取れそうなきときというのはありますか。ちょっといつかというのは、町長も恐らく、スケジュールを見ないと分かんないんですけど、大熊の委員が2人いらっしゃいますので、もしよければ確認した上で大熊町民の2人の委員のどちらかにお願いして町長のほうに届けていただくというようなことも考えたいと思いますけれども、いかがでしょうか。特によろしいですか。特にご意見ないようでしたら、できれば事務的な話にもなるんですけども、そのように進めさせていただければというふうに思います。

それでは、これで今日の議題は終わったんですけど、何かこの際お話ししておきたいというようなことがありましたら。あと事務局のほうはいかがでしょうか。

小豆川委員、どうぞ。

(小豆川委員) すみません。まさに町のほうからお聞きしたかったんですけども、町長にお返しし

た後の具体的なスケジュールというのをちょっと見通しを教えていただけると助かります。

(河津委員長) それでは、お願いいたします。

(事務局澤原) 今後のスケジュールにつきましては、本日の中間報告の内容を、まず議会のほうに、今月28日に臨時議会がありますので、そちらで議会に報告をしたいと思います。また、住民への準備宿泊の説明の場を設ける必要がございますので、11月の半ばに大熊町を含めた県内各方部で対象者への説明会を実施してまいります。環境省のほうから11月いっぱいまでには全てこちらの低減対策終わるということですので、その結果を委員の皆様へに報告する機会ということで、次回の検証委員会につきましては12月の中旬以降、12月半ばまで12月の定例議会がありますので、それが終わりましたら速やかに委員会を設けて、熊町地区の水道など、インフラが終わる前に除染の結果というのを報告する場を設けたいと思います。ただ、熊町を除くエリアでございますが、12月の頭ぐらいに準備宿泊は開催したいという考えを持ってございます。ですので、その前に11月末ぐらいに全域を立入規制緩和という形で持っていきまして、先ほどの役場前から熊町につながる道路についても立入規制緩和に合わせまして特別通過交通、そちらを実施したいと考えております。

以上でございます。

(河津委員長) ありがとうございます。小豆川委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかにはいかがでしょうか。

特になければ、委員会はこれで終わらせていただきたいと思います。

それでは、進行を司会のほうにお返しします。よろしく申し上げます。

(事務局志賀) それでは、長時間ありがとうございました。

閉会の挨拶を環境対策課長の澤原より申し上げます。

(事務局澤原) それでは、本日も長時間にわたりまして慎重なご議論をいただき、ありがとうございました。中間報告につきましては、細かい点の修正等もございますので、河津委員長とご相談しながら最終的なものをまとめていきまして、後日町長への手交へ結びつけていきたいと思っております。今後も、まだ除染続きますが、委員の皆様には12月の次回の委員会できちんと結果を見てもらえるように、環境省には頑張ってくださいということで次回もよろしくお願ひしたいと思っております。

本日はまことにありがとうございました。